名張市オープンカウンター方式による見積合わせ試行基準

（目的）

第１条　この基準は、本市が発注する物品の調達、役務の提供等（以下「物品調達等」という。）の契約手続において、オープンカウンター方式を試行することに関し、名張市契約規則（平成１１年名張市規則第２０号。以下「規則」という。）、名張市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）及びその他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）オープンカウンター方式　物品調達等の見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する者から、規則第６条第１項第５号に規定する電子入札システムにて見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

（２）見積合わせ発注情報　オープンカウンター方式による見積合わせ（以下「見積合わせ」という。）を行う案件に関する情報をいう。

（電子入札システムの利用）

第３条　見積合わせに参加を希望する者は、運用基準第４条第１項から第４項までの規定を準用するものとする。

２　前項に定めるもののほか、ＩＣカードの取得をしていない者が、見積合わせに参加を希望する場合は、ＩＤとパスワードを用いることによりこれに代えるものとする。

３　前項の規定により、見積合わせに参加する者は、電子入札システムパスワード設定申請書（様式第１号）を持参にて契約検査室へ提出しなければならないものとする。

４　前項の規定による申請があった場合は、市長等はパスワード設定完了通知書（様式第２号）により、設定の完了を通知するものとする。

（対象案件）

第４条　オープンカウンター方式は原則として、予定価格が３０万円を超え、かつ、規則第２７条第１項に規定する随意契約ができる限度額以下の物品調達等であって、その業種、対象となる事業者数等を考慮して適当と認めるものについて適用するものとする。

２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合、これを適用しない。

（１）仕様説明会等で見本品又は物品等を確認しなければ見積りができないとき。

（２）納入期限までの期間が短く、見積期間が確保できないとき。

（３）規則第３１条第１項各号のいずれかに該当するとき。

（参加資格要件）

第５条　見積合わせに参加することができる者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

（１）規則第５条第２項の規定による入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２）名張市内に本店を有していること、又は契約権限を有する支店を有すること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合、又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

（５）名張市建設工事等資格停止措置要領に基づく資格停止措置を受けていないこと。

（６）その他案件ごとに定める要件を満たすこと。

（見積合わせ発注情報の公表）

第６条　市長等は、見積合わせを行う場合においては、入札情報システムに掲載するものとする。

２　見積合わせ発注情報の公表を行う日時は、原則毎週水曜日の午後３時とする。

（仕様書及び設計図書の閲覧）

第７条　仕様書及び設計図書（以下「仕様書等」という。）の閲覧は、入札情報システムにて行うものとする。

２　閲覧可能期間は、公表を行った日から第１６条に規定する契約候補者決定後３０日までとする。

（質問及び回答）

第８条　見積合わせに参加しようとする者は、見積合わせ発注情報に記載する質問受付期限までに、仕様書等の内容について質問することができるものとする。

２　質問方法は、見積合わせ発注情報に記載する期限までにファクシミリにより、運用基準に規定する「仕様書等に関する質問書（様式第２号）」を、契約検査室へ提出するものとする。

３　回答方法は、見積合わせ発注情報に記載する回答日までに、運用基準に規定する「仕様書等に関する回答書（様式第３号）」を入札情報システムに掲載する方法により公表

するものとする。
４　回答に対する再質問は受け付けないものとする。

（納入予定品承認申請）
第９条　見積合わせ発注情報において仕様が同等と認められる物品（以下「同等品」という。）による見積りを可能としている場合は、見積合わせに参加しようとする者は見積合わせ発注情報にて指定する方法で、必要書類を添付した納入予定品承認申請書（様式第３号）（以下「申請書」という。）を発注担当室へ提出し、承認を受けなければならない。
２　市長等は、前項の規定による申請の内容が同等品として認められる場合は、発注担当室から承認印を押印した申請書の写しを返送することで、その旨を通知するものとする。
３　前項の規定による承認を受けた者は、見積書提出時において承認を受けた申請書の写しを添付しなければならない。
４　第１項の規定による申請内容に虚偽、錯誤等があり、契約締結後に当該同等品が仕様要件を満たしていないことが判明したときは、当該見積合わせ発注情報及び仕様書等に誤りが認められない限り、その一切の責任は、契約の相手方に帰属するものとする。

（見積書の提出）
第１０条　見積合わせに参加しようとする者は、公表された見積合わせ発注情報に記載する見積書提出時に提出を必要とする書類（以下「添付書類」という。）を添付した上で、提出期限までに見積金額等の必要事項を入力した見積書を提出するものとする。
２　提出した見積書及び添付書類については、修正し、又は取り下げることができない。
３　第１項に規定する添付書類を提出する場合は、提出前に最新のウイルス定義ファイルを適用したウイルス対策ソフトによるスキャンを行い、ウイルスに感染していないことを確認した上で提出をしなければならない。
４　同一案件への同時見積書提出を認めない場合は次に定めるところによるものとする。
（１）複数の法人又は個人事業者により構成される組合等とその構成員である法人又は個人事業者
（２）代表者が同一人物の法人又は個人事業者

（見積合わせの延期、中止等）
第１１条　次の各号のいずれかに該当するときは、見積合わせを延期又は中止とするものとする。
（１）談合等、不正行為の事実があるとき又はおそれのあるとき。
（２）見積合わせ発注情報及び仕様書等に重大な誤りがあるとき。

（３）天災その他やむを得ない理由があるとき。
（４）システム障害等やむを得ない理由により見積合わせを行うことができないと判断したとき。
（５）電子入札システムの定期又は随時の保守点検を行うとき。
（６）電子入札システムの改修を行う必要があるとき。
２　前項の規定により見積合わせを延期し、又は中止したことによる見積合わせ参加者が要した費用は当該参加者の負担とする。

（見積合わせへの参加の辞退）
第１２条　見積書の提出後に、見積合わせへの参加を辞退しようとする者は、見積合わせの日の前日（市の休日は除く）午後４時３０分までであれば、見積合わせ参加辞退届出書（様式第４号）を契約検査室へ持参又はファクシミリにより提出するものとする。
２　前項の規定による辞退は、修正又は撤回をすることはできない。
３　見積合わせ後において、第１６条の規定により契約候補者となった者が、その地位を辞退したときは、「入札における不誠実な行為」に準ずるものとして資格停止措置の対象とする。

（見積りの無効）
第１３条　次の各号のいずれかに該当する見積りは無効とする。
（１）第５条に規定する資格を有しない者が見積書を提出したとき。
（２）見積書及び添付書類が提出期限までに電子入札システムに未到着のとき。
（３）他人のＩＣカード又はＩＤ・パスワードを不正に取得し、その名義になりすまして見積合わせに参加したとき。
（４）代表者又は受任者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のＩＣカードを利用して見積合わせに参加したとき。
（５）見積金額の表示を改ざん、又は訂正したとき。
（６）見積書に指定された入力項目が不明確なとき。
（７）添付書類に定める無効基準に該当するとき。
（８）電子入札システム上で提出した各種ファイルからウイルス等が検出されたとき。

（見積合わせ）
第１４条　見積合わせは、見積合わせ予定日時到来後速やかに、開札事務従事職員２名以上で行うものとする。

（予定価格）

第１５条　当該対象案件において、予定価格は設計金額と同額とし、その額を第１８条に規定する方法により事後公表するものとする。

（契約候補者の決定）

第１６条　見積合わせの結果、有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書を提出した者を契約候補者とする。

２　見積合わせの結果、契約候補者となるべき価格の見積書を提出した者が２者以上ある場合は、電子くじによるくじ引きを行い、契約候補者を決定するものとする。なお、くじ引きによる契約候補者の決定は、「くじ引きによる落札者の決定方法について」に準じて行うものとする。

３　添付書類の審査は、前項に規定する契約候補者のみを対象に行うものとする。

４　契約候補者となるべき見積書を提出した者が第１３条の規定による無効に該当するときは、次点の最低価格の見積書を提出した者（くじ引きにより契約候補者を決定していた場合にあってはくじ順位が次点の者をいう。同条において同じ。）を新たな契約候補者とし、契約候補者が決定するまでこれを繰り返すものとする。

（再度の見積合わせ）

第１７条　見積合わせの結果、予定価格の制限の範囲内の価格の見積りがないときは、見積書を提出した者を相手方として、再度の見積合わせを行うことができるものとする。なお、前条第３項に規定する審査の結果無効となった者がいる場合は、この限りではない。

２　前項の規定による再度の見積合わせは１回を限度とし、実施する場合は電子入札システムにより、その旨を通知するものとする。

３　前項の規定において、見積金額が前回の見積合わせにおける最低価格と同額以上の見積書を提出した者は失格とする。

（見積合わせ結果の公表）

第１８条　見積合わせにより決定した契約候補者及び見積金額並びに予定価格等は、入札情報システムにより公表するものとする。なお、見積合わせの結果、契約候補者がなかったときは、予定価格の公表は行わないものとする。

（異議の申立て）

第１９条　見積合わせに参加した者は、見積書を提出した後、この基準、見積合わせ発注情報及び仕様書等の不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

附　則

この基準は、令和８年１０月１日以降公表分から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

電子入札システムパスワード設定申請書

名張市長　　宛て

住所又は所在地
申請者　商号又は名称
代表者職氏名　　印

ＩＤ・パスワードでのオープンカウンター方式による見積合わせへの見積参加を希望するため、次のとおり申請します。

ＩＤ								
パスワード (英数字を含めた ８文字以上)								
パスワード (読み)								

担当者　氏名　：
電話番号：　　―　　―
ＦＡＸ　：　　―　　―
メール　：

様式第２号（第３条関係）

年　　月　　日

電子入札システムパスワード設定完了通知書

様

名張市長

申請があったＩＤ・パスワードについて、電子入札システムへの設定が完了しましたので通知します。

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

納 入 予 定 品 承 認 申 請 書
（オープンカウンター方式用）

名張市長　宛て

住所又は所在地
届出者　商号又は名称
代表者職氏名　　印

令和　年　月　日付けで公表のありました案件について、下記のとおり納入予定品を届け出ます。

記

件　名

※仕様書に記載の参考品を納入予定の場合は、**「参考品」欄に〇を記入すること。**
※同等品で参加を希望する者は、**同等品の仕様を確認できるカタログ等を添付すること。**

品　名	納入予定品	
	参考品	同等品（メーカー・規格・品番等）

受付印	承認印
	※承認者の印

〇発注室にて受付・承認　→　承認印を押印後、写しを申請者に交付する。（原本は、発注室にて保管）
〇この様式が適さない場合は、これに準じ必要な事項を記載した届出書を作成すること。

様式第４号（第１２条関係）

年　　月　　日

見 積 合 わ せ 参 加 辞 退 届 出 書
（オープンカウンター方式用）

名張市長　宛て

住所又は所在地
届出者　商号又は名称
代表者職氏名　　印

下記の物件について、都合により見積合わせの参加を辞退します。

記

１．発注番号

２．件　　名

３．見積合わせ日　　年　　月　　日

４．見積合わせ場所　　市役所　　階　　会議室